第2回ソーシャルファームに関する指針に係る検討会 議事要旨

日時:令和2年3月19日(木) 10:00~11:30

場所:東京都庁第一本庁舎25階116会議室

議事概要:

- 1 開会
- 2 ソーシャルファーム認証基準等の検討事項の説明(事務局)
- 3 イタリアのソーシャルファームについて(寺島委員)
- 4 意見交換

【ソーシャルファーム認証基準について】

(基本条件について)

○就労困難者と他の従業員がともに働く職場であること、就労困難者に働く場を提供する こと、自律的経営が行われるということが重要であり、そうしたことを記載しておく必 要があるのではないか。

(外形的基準について)

<経営主体>

- ○法人に限定するべきではないか。法人といっても社団法人や特定非営利活動法人などい ろいろあるが、法人格なき社団を除いて、さまざまな形態を対象とすべきだと考える。
- ○個人については家計と経営が分離していない状態が想定されるので、対象外とするべき ではないか。
- ○特例子会社はソーシャルファームとは目的が異なるため、別のものとして考える必要がある。ただ、特例子会社の中でも雇用率を達成するだけでなく障害者以外の就労困難者を雇用している企業もあるため、そういったところはソーシャルファームの認証対象として妥当となりうる。

<認証の単位>

○事業所の要件については、独立した一定の場所で継続して事業が行われること、責任者がいること、事業所の経理が他事業と区分されているという条件を課したらよいのではないか。

<企業や事業所の従業員数>

○カウントする従業員や就労困難者の要件については、就労困難者の実情に配慮した働き 方というのを考えると、短時間の雇用についてもカウントしていく必要があるのではな いか。目安として、今年の4月に法改正があり、10時間以上就労している障害者については国の特例給付金の支給対象となっている。このあたりを参考に決めていけばよいのではないか。

(就労困難者について)

<就労困難者の範囲>

○就労困難者の対象についてはいろいろなケースが考えられるため、具体的には個別判断というやり方が考えられる。

<就労困難者の割合>

○障害者雇用率の場合は、重度障害者の場合は2名としてカウントするなどの算定方法を とっているが、今回は障害者以外もさまざまな方が該当するため、取り扱いを区分する のは難しい。短時間就労も含めて、雇用した方を1名としてカウントするのでよいので はないか。

(その他)

○就業規則の届け出については、労働基準法において 10 名以上の雇用がある場合に義務 化されている。今回の認証の中では従業員数 5 名以上という話が出ており、5 名から 10 名未満のところでは届出義務はないことになるが、職場環境を整備し長く定着して働い てもらうことが重要であるため、認証にあたっては就業規則の届け出を義務付けた方が よいのではないか。

【その他、認証基準と密接にかかわる事項について】

(認証の審査方法について)

○都が設置する審査会の審査結果に基づき、東京都が認証するということでよいのではないか。その中で、様々な面から確認して、判断をすればよいのではないか。

(認証の種類について)

○計画段階で審査し、そのうえで実際に事業をスタートした後にもう一度審査をすること が有効ではないか。段階的に認証をすることは、計画の妥当性という部分と事業実施の 妥当性という部分の両方を認証するという意義がある。

(認証の有効期間について)

- ○本認証については、その後一定の検査を行い基準がクリアできれば認証を継続というような形で、更新していく制度にしたらどうか。
- ○認証後一時的に基準を満たさない場合はすぐに認証を取り消すのではなく、一定期間改善指導を行いながら、改善の見込みがない場合に認証を取り消すのでよいのではないか。